

苫小牧自然環境保全審議会 第23期1回目（H31.3.25開催）議事概要

1. 開会の挨拶

（省略）

2. 委嘱状の交付

（省略）

3. 部長挨拶

（省略）

4. 欠席委員報告・事務局員紹介

（省略）

5. 会長・副会長の選出

【司会】

それでは、早速会議に入らせていただきますが、審議会に委員11名中7名の方に御出席いただいておりますので、苫小牧市自然環境保全審議会規則第4条第2項より会議は成立しておりますことをご報告いたします。

今回の審議会は第1回目でございますので、会長・副会長を選出することになっております。規則では互選となっておりますが、何か御意見ございますでしょうか。

【委員】

事務局に一任いたします。

【司会】

それでは、苫小牧市町内会連合会星道博様を会長に、荒木義信様を副会長にお願いしたいと思いますますがよろしいでしょうか。

星様は苫小牧市町内会連合会の副会長であり、見山町西町内会の会長としても活躍されております。町内会活動を通じまして、市政にお力添えをいただいております。また、荒木様は北海道猟友会苫小牧支部長を務められており、北海道の鳥獣保護員なども長く務められております。それでは皆様の拍手により御承認願います。

【全員】

一同承認

【司会】

ここで新会長の星様には議長席にお移りいただき、一言、御挨拶願います。

【星会長挨拶】

ただいま御紹介いただきました、苫小牧町内会連合会の星でございます。よろしくお願いいたします。私は自然が大好きでございまして、先週の日曜日から妻と一緒に九州に旅行に行きまして、五島列島を見た後に雲仙普賢岳に行ってきました。火山爆発というようなこともありましてその経過をきちっと将来に伝えるという形で保存されておりました。ただ災害の大きさにびっくりしましてこのようなことが苫小牧市で起こるのかなという不安ときちっと対応していかなければならないというようなことを町内会連合会としても考えたところであります。

今回審議会の会長になったわけでありますが、前の会長様の村井さんにつきましても色々本を読ませてもらったりしたところでございます。村井さんとは比較にならないくらいではございませうけれどもこの審議会がきちんと役割を果たせるように頑張っていきますので、皆様方の御協力のほどよろしくお願いいたします。

【荒木副会長挨拶】

私は北海道猟友会の会長を務めて38年になりますが、今回汐見町内会の代表も務めております。皆様とともに一生懸命努力していきたいと思っておりますので皆様どうぞお世話になります。

6. 審議会の任務の概要とこれまでの活動経緯

【星会長】

審議につきましましては、次第に沿って進めてまいります。終了時間につきましましては15時頃には終了したいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

それでは、今回、改選後初めてということもありますし、私も含め多くの審議委員の皆さんがございまして今後の活動の理解というような観点から、事務局から次第の6になりますけれども審議会の任務の概要とこれまでの活動経過について簡単に説明をお願いいたします。

【片石課長補佐】

次第の6「審議会の任務の概要とこれまでの活動経緯」につきましまして、お手元の資料に沿って説明いたします。

この審議会は苫小牧市自然環境保全条例に基づいて設置されております。この条例は、苫小牧市における自然環境の保全と回復育成を推進し、市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とし、昭和49年12月10日に施行されました。

1枚めくっていただき、資料の1ページ目を御覧ください。一番下の第20条でございまして、この審議会は、この条例により、その権限とされた事項及び市長が諮問する自然環境の保全に関する重要な事項を調査、審議するとされています。委員は、18名以内、任期は2年となっております。

このページには、条例のうち本審議会に関連する部分の概略を抜粋してございますが、まず、第6条に自然環境保全基本方針の策定がございまして、

参考資料として別にお配りしておりますが、本審議会への諮問・答申により、昭和53年4月に策定されたもので、自然環境保全施策の方向を指し示すものとして、現在も街づくりの指針の

一つとして活用させていただいております。

次に、第7条自然環境保全地区の指定がございます。これは、山、森林、湖、沼、湿原、河川などがある良好な自然景観を形成している土地の区域や、野生動物の生息地、植物の生育地、特異な地形地質を有する区域、更に、市街地やその周辺で良好な緑地を形成している土地の区域で自然環境の保全が特に必要なものについて指定することが出来るとされております。

資料の2から3ページを御覧ください。(別紙・環境白書79ページに位置図あり)自然環境保全地区は現在5地区ございまして、指定年順にトキサタマップ湿原地区、勇払川旧古川地区が共に昭和51年指定、樽前ガロー地区が昭和54年、ウトナイ沼南東部砂丘地帯が平成2年指定となっており、沼ノ端拓勇樹林地区につきましては当初指定は昭和55年で現在地より西側の明野川の周辺でしたが平成7年に沼ノ端鉄北地区区画整理事業により現在地に変更となっており、それぞれこの審議会での諮問答申を受けて指定変更されております。今後も、指定・変更等する場合は、この審議会の意見を伺うことになります。

3つ目は、第8条保存樹、保存樹林の指定ですが、資料の4から6ページを御覧ください。苫小牧の自然条件は、土壌、気象とも樹木の生育には厳しいものがありますが、この過酷な条件下で成育し、樹齢が高く美観上優れているものの緑を確保し、緑化に対する理解を深めるために特に指定したものであります。

特に学校敷地内の樹木は地域の人々、先輩達が残してくれた歴史のある樹木であり、緑を大切にする精神を養う情操教育に最適な樹木であると思われまます。

現在指定されているのは、植苗小学校敷地内の樹齢約80年の「キタコブシ」1本、樽前小学校敷地内の樹齢約80年と90年の「芝栗」2本と若草小学校敷地内の樹齢50年以上の主に「ニレ」の樹林木ですが、98本となっておりまして、この後の報告事項で御説明させていただきます。これも昭和61年にこの審議会での諮問・答申を受けて指定されております。この指定等についても、この審議会の御意見を伺うことになります。

このほか、第18条で緑地の保全に影響のある開発行為に制限を加えております。この開発行為とは、都市計画法、宅地造成等規制法の許可を受けなければならないもののほか、土地の面積が500平方メートル以上の良好な生活環境を形成している緑地にゴルフ場、キャンプ場などの運動競技場、レクリエーション施設の建設、宅地の造成、土や石の採取などを行う場合には市長の許可が必要になっております。

これに伴い、錦大沼公園やオートリゾート整備計画など、市が行う緑地の大規模な開発計画等については、この審議会の中で説明・報告がなされております。

概要は以上でございますが、参考資料として、「自然環境保全基本方針」とこれまでの審議会の開催経緯をまとめた「苫小牧市自然環境保全審議会における主な議題等」・「苫小牧市環境白書 平成30年度版(※一部自然環境に関するものを抜粋したもの)」を用意いたしました。環境白書につきましては本市の自然環境や啓発事業など掲載されておりますので、御参考としていただければと思います。

以上大まかでございますが、概要の説明とさせていただきます。

【星会長】

事務局より説明がございましたが、何か御質問等ございますでしょうか。

【全員】

質問なし。

【星会長】

特に無いようですので、6の説明については終了させていただきます。

今回、諮問事項がございませんが、御報告が二つございます。初めに（1）平成30年度における自然環境保全事業の実施状況について事務局より御説明お願いいたします。

7. 報告

（1）平成30年度における自然環境保全事業の実施状況について

【片石課長補佐】

それでは、平成30年度における自然環境保全事業の実施状況について、御報告させていただきます。着席のままで失礼いたします。

資料の1ページを御覧ください。

本市では、この自然環境保全条例の6条にありますとおり、昭和53年4月にこの審議会の答申を受けて作成いたしました「苫小牧市自然環境保全基本方針」を念頭にこれまでも施策を進めて来たところでございます。

この審議会においても、5か所の自然環境保全地区、4か所の保存樹の指定を行い、本市の自然環境の保全維持について、これまでも委員の御意見を伺いながら施策を進めてきております。

次の資料2・3ページに苫小牧市の自然環境保全地区が載っておりますが、現在指定されております5ヶ所の自然環境保全地区のうち、①トキサタマップ湿原地区、③樽前ガロー地区、④ウトナイ沼南東部砂丘地区につきましては、指定後25～35年を経過していながらも、周辺環境の変化や影響が比較的少なく、全く問題がないわけではございませんが、自然風致のまま手をかけず、指定時の環境がある程度維持されていると考えておりますが、この後、御説明いたします⑤沼ノ端拓勇樹林地区と②勇払川旧古川地区については、周辺環境の変化や現状を維持するために定期的に整備を必要とする状況があるため、何も手をつけず自然風致というわけには行かない状況になっております。

次の資料4～6ページの保存樹については、報告（2）で御説明いたします。資料の7～11ページに沼ノ端拓勇樹林の平面地図と経緯及び写真がございしますが、沼ノ端拓勇樹林地区につきましては、他の4地区とは異なり、現在、拓勇西町の住宅地の中に囲まれた形であり、地域住民の生活と密接な関係にある位置となっております。

この地区の当初指定は昭和55年で、現在地より西側の明野川の周辺の林野庁の用地を市が買取り、指定しておりましたが、北海道による明野川の河川改修や沼ノ端鉄北地区区画整理事業により移転を余儀なくされ、自然環境調査の結果、旧地区と遜色の無い樹林地であるとの報告と昭和40年代後半頃より地域住民から自然樹林として保存してほしいとの要望がある地区であったことなどから、この審議会での諮問・答申を受けて平成7年に現在地に指定・変更され、これま

でに24年が経過しております。

指定当時は周辺に住宅などもほとんど無く、この地域全体が樹林地であり、エゾシカを始め多くの野生鳥獣が入り、草や実、若木などを食べることで、いわゆる、天然の間伐が行われていたと考えられ、保全維持管理も特段必要の無い状態でありましたが、区画整理事業が本格的に始まり、野生鳥獣の侵入もなくなり、道路や上下水道など宅地造成が入った平成10年代頃から徐々に住宅が張り付き始めたため、平成13年からは、周辺地域の住民や公園利用者に不快感を与えないよう、写真のとおり縁臨部3メートル程度の草刈りを実施するようになり、これにつきましては、平成30年度も同様に実施しております。

その後平成16年の台風18号により、この樹林地地区も倒木の被害を受けておりましたが、それでも保全地区の性格から、出来るだけ人の手を加えない自然風致を基本的考えとして、道路や電線にかかった枝木のみ処理を行ってまいりました。

しかし、平成20年には、風倒木自体も腐朽が進み、近隣に住む子供などが進入した場合に怪我をする可能性も出てくるなど、防犯、防災上好ましくない状況になったことと、同年に換地処分が完了し、正式に市の管理地となったことから、地域町内会に相談し、造園業者等と打合せを行ったうえで、電線などにかかる枝の剪定と倒木の処理を行い、平成21年度には、樹木密集に伴う低灌木等の生育不全や倒木被害防止対策として、国の緊急雇用対策事業を活用し、樹種等を確認しながら間伐を行い、樹林全体の計画的育成をはかり、できうる限り指定時の「勇払原野」の状態を維持するため、5年程度は手を入れなくても良いくらいの間伐整備を実施しており、この審議会にも報告しております。

現在は整備後10年を経過し、光を求めて指定時より更に高木化し、空間のある道路側のほうに枝木が広がってきており、電線にもかかるようになってきたことと、強風時の風向きによっては倒木により道路や住宅に被害を及ぼすかもしれない危険な木もあることが判ったため、もしものことがあったらという近隣住民の不安をなくすためにも平成27年度から、周縁部の剪定と合わせ最低限の間伐を行ってまいります。ちなみに11ページの写真は平成30年9月に発生した台風21号による倒木を処理したときのものです。

もちろん、これだけで全ての問題が解決したわけではなく、今後は拓勇樹林地地区の保全方針等も考慮のうえ、どのように維持管理をしていくかについて考えて行く必要があることは確かであり、これまでも審議会で意見交換などもさせていただいておりましたが、委員の皆様からは、現在の自然環境が指定当時とどのように変化しているのかを調査しなければ、意見の述べようがないと言われておまして、予算要求をしまいましたが、調査費用が捻出できず、何の進展もないままでした。しかし、資料の8ページの下段を御覧ください。平成30年の市長公約に「自然と地域の調和を保つため、有識者の意見を踏まえ、自然環境保全地区である拓勇樹林地の整備を進める」ことが示されたことにより、現在どのように調査・審議を進めていくかを検討しておりますので、次回の審議会には、何らかの方向性をお示しできるのではないかと考えております。

次に資料12・13ページに勇払川旧古川地区の平面地図・写真がございますが勇払川旧古川地区は、周辺環境に大きな変化はなく、ある程度自然環境は維持されておりますが、もともと蛇行していた勇払川のうち、河川改修後に残された三日月形の古川であり、改修後も勇払川の水が水脈を通じ若干流れ込んでいることで水質を維持していますが、自然風致のままでは大型の水草が大量に繁茂・堆積し、水流が失われ腐敗による水質の悪化の恐れがあるため、指定時の「保全計画」の中にも「水位、水質等の保全に配慮し、藻刈りなども行うものとする。」とされており、

これまでは2年に1回の定期的な藻刈りを実施していましたが、平成26年度からは、毎年全体の半分の面積について実施することとし、29年度は南側、30年度は北側半分を整備しております。その他の整備としては、環境生活課で設置しております各種看板についてでございますが、参考として14ページに看板の写真を付けてあります。こちらは劣化状態や市内に設置しているヒグマ注意看板の状態にもよりますが予算の範囲内で順次新しく交換をしております。

以上で平成30年度における自然環境保全事業の実施状況の報告を終わります。

【星会長】

ありがとうございました。ただいまの報告につきまして質問等がございましたらよろしく願いいたします。

【A委員】

私の聞き逃しでしたら申し訳ないんですけども、9ページのほうに拓勇樹林の保全計画が旧地区と新地区ということで緑色で分けて書かれているように思われるんですけど、場所的に言うと7ページの地図でいうとここからここが旧地区とかここからが新地区とかなのでしょうか。

【片石課長補佐】

先ほどの御説明の中にもありましたとおり拓勇樹林地区につきましては元々は、今回の地図の場所よりも西側にございました。明野川という川があるんですけどもこの明野川の周辺を指定しておりました。この地区のことを旧地区ということで、申し訳ありません、この地図にはその部分が載っていないんですが、その地区を指定する際に、保全する自然環境の特質等を審議会等で調査した結果については旧地区の状況ということですね。

それから、平成になりまして地区が変更になったときにですね、審議会の中で新地区について調査結果をまとめたものが新地区についての特質ということで書いてございます。「2. 自然環境の保全に関する基本的な事項」が書いてございますが、こちらの方につきましても、旧地区、明野川周辺にはそのような形での対策措置をするように、また、「(1) 保全のための規制に関する基本方針」でもですね、その当時は標識の設置、下刈の実施、補植など適切に保全管理するために緑地の特質を十分見極めながら必要な施設を整備するということになってございましたが、新地区に移りました時にはですね(1)の規制に関する基本方針は変わらなかったんですけども、保全施設に関する基本方針につきましてはその時点ではまだ区画整備事業が全く入っていない、どこからどこまでが場所だかわからないような状況であったものですから、その時点でどのようなことができるか決められなかったということもありまして、標識の設置のみがこの基本方針の中に載せられたということになってございます。

【星会長】

よろしいでしょうか。

【A委員】

場所については分かりました。では、拓勇の樹林地区の保全をこの審議会の中で協議するとしたら、新地区の方の内容で考えていくということですか。

【片石課長補佐】

この後につきましては、新地区の方で、すでに旧地区は指定されておりませんので、新地区につきましてですね、新たにこれから進めていかなきゃいけないんですが、もちろん自然環境保全地区という意味合いですね、旧勇払原野に近い自然環境がしっかりと残された地区であるということはあるんですけども、それとは別にですね、近隣の方々にとっては秋になれば枯れ葉がわっさり降りてくる、樹木等についてもですね、若干樹枝の関係もかかわってきて、周りの道路とかにですね、配管を入れてございますので、その意味ではあの元々あそこの原野地で湿原地帯だったんですけども、水位が下がってどちらかという高木類の生育が良くなって、逆にあの低灌木、草本類についてはですね段々減少していつている。

それから、笹などですね、乾燥してきますと多く笹っておりますので、その兼ね合いですね、どのような形で自然環境を保全しながらも周りの方々に迷惑のならないもしくは教育環境として自然教育に役立つような仕組みをこの中に載せていけないかということ、今後この審議会のなかでも話していきたいですが、それに伴いましてまず、今までなかなかできなかった調査もですね、今回こういう形で公約にも載っている関係もありますので、何とか予算に載せる形にして、しっかりとした調査の結果を審議会の中で報告しながら今後の事を検討し進めていきたいと考えております。よろしいでしょうか。

【星会長】

はい。ありがとうございます。他にございませんか。

【B委員】

拓勇の森なんですけどもね、前回私が周ったとき、住宅に入っている女性の方から聞いたんですけど、風によって木の葉が全部住宅街に来ることなんですよ。何とかできないだろうかというのがあったんですよ。やはり私も実際、現場を見てきたんですけど、木が結構大きいんですよ。そうするとナラとか、カツラとか色んなありますでしょ。風によって住宅街に、元々あそこは住宅はなかったんですよ。それが住宅ができたためにね、風が強いとその中に木の葉が入ってくると、何回掃いても取ってもどうしようもないんだって言うんだよね。それがあって、何とかこれあの相談していただいただけじゃないかということ、あったんですけどね、それは自分たちがやはり私も言ったのが、これは自分たちがね樹林を守るために市がやっているのであって、それをやはり守っているんだしたら、自分たちがね、「木の葉くらいは自分たちで拾ってはどうか。」って私言ってきたことがあるんですけども、やっぱり、かなりね時期になると木の葉がね行くんですよ。道路にも結構ね、あとあそこに公園あるでしょ。あそこにも木の葉がね、風によってみな飛んでくときがあるんですけど。そういったこともね、今後、できれば何とか考えていただけないだろうかというお話がございましたので一応、私の方からお知らせだけしておきますので。

【片石課長補佐】

ありがとうございます。本当にあの、樹林地区のすぐ両脇の住宅だけなんですけども特にですね、秋ちょっと遅くなった時期に台風などが来た年に限ってはですね、ほんとに大きく葉っぱが

落ちるのですが、通常夏になる台風の時には葉っぱはまだしっかりと木についてますので、飛びはしないんですけども、秋口にですね、枯れ葉の頃になると今年は特に大変なことになりました。

【B 委員】

5 月頃の葉が青い時はすごいきれいだねとか言うんですけどね、それが段々、季節が変わって冬になって枯れてくると一変してしまうんですね。お会いした時に説明してあげてやはり理解してもらおうようにしてもらおうのが良いと思いますけどね。

【片石課長補佐】

その部分も含めまして、これからこの部分につきまして計画を立てなきゃならないと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

【椿部長】

先ほど説明にもあったんですけども、地図で7ページのとおりですね、元々指定した時は原野みたいなところですね、苫小牧の原風景ということで残さなきゃなんないということで保全地区に指定したんですけども、特にこの辺の周辺の地域の宅地開発が進みまして、すぐ側にお住まいになる方にとっては他の公園と何が違うんだと。ただ木ばかり大きくなって行って、委員さんおっしゃるように葉っぱが酷いという苦情も受けているんですけども、我々としてはですね、何とか感情でやることじゃなくてですね、ここの残してきた土地がですね、自然保護上、今のまま残さなきゃいけない土地なのか、あるいは調べたうえでそんなに他と比べて特別なことがなければですね、整備するにしてもどういう整備が良いのか、周りの公園との兼ね合いですとか、あるいは子供たちに自然環境を学習できる場所として整備するのか、その前段階でなんとかこの調査費をつけようと思ったんですけど、また新年度予算から外れてしまいまして、何とか次の年度は我々も予算確保に向けて頑張りたいと思っております。まずはその調査の結果が出たうえでですね、皆さんにまた御審議いただけたらと思いますのでぜひよろしくお願ひします。

【星会長】

他にございませんか。

【C 委員】

予算を出したといいますけど、どれくらいの予算になっているのですか。

【片石課長補佐】

実際には、議会に上がる前に落とされてしまいましたけれども、当初はですね、2年がかりで670万くらいの代行調査を想定したんですけども、金額がなかなか大きいという話がでてきて、300万くらいまでで規模を下げた1回で何とかしてといたんですけども、それでもちょっと、「調査方法が本当にこれで大丈夫なのか。」と突かれてしまったというところもございまして、もう少ししっかりと「この調査が絶対必要だ。」とか「この調査がなくてもなんとかなるか」というところをもう一頑張りちゃんと確認しなさい。」と言うようなことでした。

【椿部長】

なんとか市長公約までには載せておりますので、最低でも市長の任期中にはやるはずですので。何とか我々としては前倒しで一刻も早くできるように頑張ってもらいますのでよろしくお願いいたします。

【B 委員】

あれだけ住宅建ったらやはりね、行ってみたら公園とかあたりものすごい良いんですよ。それでやっぱり、初めてあそこに入ってきた人たち、自分で住んでみたらやはり、いいなって夏は思うんだけど、秋になって木の葉の住宅前の玄関に来たらやはり今までの家のあれと全然違うからね。やはり、理解してもらってね、今のとこ。

【星会長】

他にございませんか。

【C 委員】

ケヤキ並木なんですけど、これは保全地区に入れる予定はございませんよね？

【片石課長補佐】

この前の審議会でもケヤキ並木についてはちょっとお話があって、本当にケヤキ並木自体を残すべきなのか、残さないべきかという話までは町内で話し合いをしました。葉っぱも多いですしね、周りにずいぶん葉っぱが飛び散ってそれをどうするのか片づけるのかというのもあってです問題にはなってくるんですが。今まで出てきた保存林の年数が樹齢が 80 年 90 年になってますけれども、指定したころは 70 年ぐらいだったかな。その意味では樹齢的には対応になるものなのかもしれませんが、元々樹木自体はどのような形だったんでしょうかね。

【成田課長】

あれは元々ですね、本州のほうから寄贈された樹木でして、かつてはまちかどミーティングだとかではですね、町内会の一部の方については「落ち葉が酷いので高齢化も進んでいるので木を伐ってくれないだろうか。」という意見もあの地区ではあったんです。その中で町内会の方ですか我々、緑地公園課も入ってまた話し合いを持ちまして、何とかですね市も落ち葉清掃しますし、町内会も落ち葉清掃する。お互いタッグを組んで、何とか守りましょうということで現在に至っていて、市役所と町内会連携してですね、落ち葉拾いをやりながらあの木を守っていきましょうという方向に一昨年ほど話を持ちましてなっていたところです。

今のところ、町内会ではあの木を守っていきましょうということになっていますので、今後につきましてはですね、例えば病気の木があったら樹木医さんが苫小牧市内に 2 名おりますので、そういった方にも診ていただきながらですね末永く大事に管理していきたいというふうを考えてございます。

【星会長】

他にございませんか。

【D 委員】

主題からは外れるんですけども、今審議委員 11 名のうち女性 1 名しかいないんですよ。これはちょっといかがなものかと思うんですけども。せめて 4.5 人くらいは女性を入れた方が良く思うんですけども。

【片石課長補佐】

一応私たちの方もですね、市の審議会の場合は女性の委員や若い方をできるだけ多く入れるということで。本来であればなかなか専門委員の方々となるとそれぞれの団体を代表されている方ですので、どうしても女性の方でなければだめだよというのはなかなか難しいところがございます。公募の委員の方をですねできるだけそういう方々を、ということで今までもやってきてはいるんです。

ただ、今回ですね大変申し訳ないのですが、審議会の公募の時期が 9 月だったんですけどこの時期に災害がありまして、女性の方とか当てのある方には御連絡したんですけどもちょっと今回は居合わせなかったということになりますので、今のような構成になってございます。今後は考えていきたいと思っていますので、どうぞよろしくお願いいたします。

【星会長】

他にないようですので、(1) 報告の方を終了させていただきます。次に (2) 平成 30 年度における保存樹の管理状況について事務局から説明をお願いいたします。

【成田課長】

それでは私の方から苦小牧市自然環境保全条例第 8 条で定めております保存樹及び保存林の管理について御報告させていただきます。

現在、保存樹といたしましてはお手元資料 4 ページに植苗小学校の保存樹が告示してございますけども、植苗小学校におきましてはコブシ 1 本が保存樹として指定されておまして、また次 5 ページなんですけども、樽前小学校のクリの木 2 本が保存樹として指定されてございます。そして 6 ページですけども、若草小学校の東側の樹林 1674 平米にハルニレ等 98 本が現在指定されている状況でございます。今年度におきましては、3 月 6 日、私ども保存樹について現在の状況について確認させていただきましたところ、樽前小学校のクリの木 1 本に枯れ枝が見受けられましたので、枯れ枝の除去と切り口の保護、予防剤の塗布を 3 月 7 日翌日に実施してございます。

それ以外の保存樹につきましては、特に枯れ・病気などの状況は見られませんでしたので、健康な状態ということで見ております。今後につきましても、樹木葉をはじめ造園の専門家等に意見をいただきながら、保存樹の保全に努めてまいりたいというふうに考えてございます。

私からは以上でございます。

【星会長】

ありがとうございます。ただいまの説明につきまして、御質問等あればお願いいたします。

【全員】

質問なし。

【星会長】

それでは、ご報告については終了させていただきたいと思います。

最後に、(8) その他ですが、何かございますでしょうか。無いようですので、事務局から何かございますか。

【片石課長補佐】

遅い時期になってしまった関係で、委員の皆様全員参加ができなかったこともございました。来年度またもう一度審議会を開催する予定でございますので、こちらにつきましては、できればですね今回拓勇樹林の中身にですね、少し調査をした上で少し御報告ができれば、合わせて、できれば拓勇樹林等現地を御覧いただいたうえで、その内容について皆様に御意見をいただきたいと思っております。皆様、どうぞよろしく願いいたします。